

欧州 REACH 登録文書の更新期限の明確化 に関するお知らせ

2020年10月に、欧州委員会は化学物質の登録、評価、認可及び制限に関する規則（REACH）の登録文書の更新期限を明確化した委員会施行規則（EU）2020/1435を公布しました。REACHでは、化学物質の安全性情報や登録トン数帯などの登録情報が更新された場合、登録者は「過度な遅延なく」更新する必要があります。

今回公布された規則では、主な更新内容について、以下の期限が規定されました。

主な更新内容	更新期限
CLP 調和分類に基づく分類や表示 など	その変更が適用される日付まで
登録者や物質組成 など	3か月以内
新しい評価結果に基づく分類や表示 など	6か月以内
共同登録（更新が先導登録者に依存）の化学品安全性報告書（CSR） など	9か月以内
化学品安全性報告書（CSR） など	12か月以内

これにより、登録文書の更新期限が明確になり、更新の管理がより厳格化されることが予想されます。登録文書の更新の主なタイミングは、次の1)～4)などが考えられます。

- 1) 当局による登録文書のレビューや物質及び混合物の分類、表示及び包装に関する規則（CLP）の分類見直しによる更新
- 2) 登録後の追加試験実施前の試験提案や試験後の結果の追加
- 3) ビジネス拡大に伴うトン数帯の変更や新たな用途の追加
- 4) 社名変更や唯一の代理人（OR）変更などの登録者関連情報の更新

現在、当局による登録文書の評価作業が加速しております。今後当局による評価活動が進むにあたり、登録文書が更新されているかどうか当局のチェックが厳しくなることが予想されますのでご注意ください。

弊社では、提携している欧州代理店と密に連絡を取り、適切に登録文書の更新を実施しております。また、当局の法規制動向やコンソーシアム活動情報についても、リアルタイムでお客様に情報提供を行い、今後発生する作業や費用を予測し、お客様のビジネス状況も配慮した登録維持管理を行っております。ご不明な点がございましたら、下記お問い合わせ先までお気軽にご相談ください。

■お問い合わせ先（環境リスク評価センター）

〒101-8517 東京都千代田区内神田一丁目13番4号

TEL：営業グループ 03-5577-0809 / 登録支援グループ 03-5577-0702

E-mail：LSIM-AKK-CHEM@nm.medience.co.jp